明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条　情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって国家公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（処分通知等の手続）

第八条　国家公安委員会又は警察庁長官は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2　前項の場合において、国家公安委員会又は警察庁長官は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

［条を削る。］

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第九条　情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の国家公安委員会又は警察庁長官の定めるところにより行う届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十条　情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると国家公安委員会又は警察庁長官が認める場合

（都道府県公安委員会等に係る手続等）

第十一条　都道府県公安委員会等（都道府県公安委員会、警視総監、道府県警察本部長又は警察署長をいう。）に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものは、都道府県公安委員会が定める。

2　前項に規定する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、都道府県公安委員会の定めるところによる。

［条を加える。］

（処分通知等の手続）

第七条　国家公安委員会は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該処分通知等の内容を情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子計算機のうち国家公安委員会の使用に係るものから入力して、処分通知等を行わなければならない。

2　前項の場合において、国家公安委員会は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等の到達時期）

第八条　情報通信技術利用法第四条第三項の規定は、前条第一項の規定により行われた処分通知等の到達時期について準用する。

［条を加える。］

［条を加える。］

（都道府県公安委員会等が行う処分通知等）

第九条　都道府県公安委員会等が行う処分通知等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことができるものは、都道府県公安委員会が定める。

2　前項に規定する処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、都道府県公安委員会が定めるところにより、行わなければならない。